

地域づくり支援事業(地域コミュニティ等支援事業)補助要綱

(目的及び対象事業枠)

第1条 「ふくしま共創のまちづくり計画」に基づく地域活動等の事業費を支援し、地域の新たな魅力・価値の創出や住民自治意識の醸成、地域活動の活性化、地域活力の向上を目指す。

2 前項の目的を達成するために、この補助金に次に掲げる対象事業枠を設定する。

- (1) 一般事業枠
- (2) 花いっぱい運動等推進事業枠

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象は、次に掲げるふくしま共創のまちづくり計画に基づく地域住民活動に要する事業費とする。

- (1) 一般事業枠
地域の新たな魅力や価値の創出、地域の課題解決、地域コミュニティの活性化に関する事業
- (2) 花いっぱい運動等推進事業枠
地域環境の整備・美観の維持等に関する事業

2 補助額は、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助交付対象団体)

第3条 補助金交付対象団体は、地域住民自治組織及び地域活動団体であり、次の各号のすべての要件に該当する地域活動団体とする。

- (1) 補助申請団体が所在する地域内において、地域の新たな魅力や価値の創出、地域の課題解決、地域コミュニティの活性化、地域環境の整備・美観の維持等のふくしま共創のまちづくり計画に基づく事業を行う団体であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (3) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと。
- (4) 会則又は規約を有する団体であること。

(申請事業の選定)

第4条 事業の実施を計画している団体は、事業計画書(任意様式)を地区ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会(以下、「地区懇談会」)に提出し、地区懇談会は提出された事業計画書の内容について協議、検討を行い、申請事業を選定する。

(補助金の交付申請)

第5条 前条により選定された事業の実施を計画している団体は、補助金交付申請書(一般事業枠:様式A、花いっぱい運動等推進事業枠:様式第1号)を市(地域共創課)へ提出する。

2 補助金交付申請書に、次の書類を添えて提出する。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 組織の規約
- (3) 事業に係る見積書の写し等(花いっぱい運動等推進事業枠を除く)
- (4) その他参考資料

(補助金の交付決定)

第6条 補助金は、提出された申請書の内容等を審査し、交付額を決定する。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業の完了前に補助金の全部を交付することができる。

(事業計画の変更)

第8条 事業を実施する団体は、事業内容に変更が生じた場合は、市(地域共創課)に対して事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式B)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。

2 規則第6条第1項第1号及び前項ただし書きに定める軽微な変更は、補助事業等の経費所要額または補助金等の額の10分の3未満の変更とする。

3 事業等変更(中止・廃止)承認申請書に、変更後の事業収支予算書を添えて提出する。

(効果検証と実績報告)

第9条 事業が完了した場合は、団体で事業の効果検証を行った上で、補助事業等実績報告書(一般事業枠:様式D、花いっぱい運動等推進事業枠:様式第2号)を、地区懇談会、支所を通じて市(地域共創課)に速やかに提出する。

2 補助事業等実績報告書に、次の書類を添えて提出する。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助効果検証報告書(様式E)(花いっぱい運動等推進事業枠を除く)
- (3) 事業結果のわかるもの(記録写真、成果品等)
- (4) 事業に係る領収書の写し等
- (5) その他参考資料

(補助事業全体の評価)

第10条 各団体の補助効果検証報告書(様式E)をもとに、地区懇談会において年度内の事業について評価を行い、地域コミュニティ等支援事業評価シート(様式F)を市(地域共創課)に提出する。(花いっぱい運動等推進事業枠を除く)

(補助金の精算)

第11条 事業計画変更により補助金に過不足額が生じた場合は、実績報告提出後速やかに精算するものとする。

(会計帳簿の整理)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておく。

附 則

この要綱は、平成26年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。